## 第6章 推進体制等

## 1 県の推進体制

基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各人権課題を所掌する部局だけではなく、全庁的な体制のもと総合的、計画的に取り組みます。

また、毎年度、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を点検・評価し、 結果を今後の施策に反映させます。

### 2 国及び市町村との連携

基本指針に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国及び市町村の役割 分担を踏まえ、緊密な連携と協力のもとに取り組みます。

特に、県民に最も身近な市町村において、地域に密着したテーマにより行われる人権 教育・啓発は、より大きな効果が期待されることから、先進事例の紹介や啓発情報の提供による支援等、一層の連携強化に努めます。

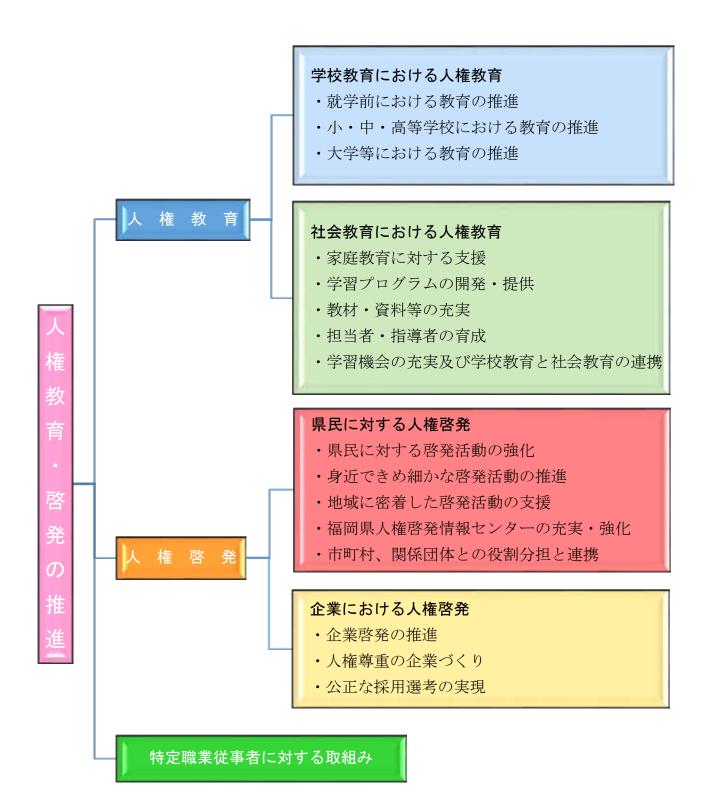
#### 3 関係団体等との連携

今日、人権問題がますます複雑・多様化する中で、人権教育・啓発を総合的に推進するため、企業、民間団体等の実施主体の役割分担を踏まえた上で、連携・協力し、人権教育・啓発の推進に努めます。

#### 4 基本指針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に 対応するため、各人権分野の有識者からなる「福岡県人権施策推進懇話会」に提言を求 め、必要に応じた見直しを行います。

# 人権教育・啓発基本指針の構成



	同和問題	<ul><li>・同和問題啓発の推進</li><li>・同和教育の推進</li></ul>
	女性	・男女共同参画を実現するための環境づくり ・暴力を容認しない社会づくり ・職場・家庭・地域における男女共同参画の推進
分	子ども	<ul><li>・子どもの人権が尊重される社会づくり</li><li>・子育て支援</li><li>・心豊かに育つ環境づくり</li></ul>
野別	高齢者	<ul><li>・就労・社会参加の促進</li><li>・サービスを利用しやすい環境づくり</li><li>・地域生活支援体制の整備</li><li>・虐待の防止、権利の擁護</li></ul>
の施ー	- 障がいのある人 -	<ul><li>・正しい理解と認識のための県民啓発の推進</li><li>・自立と社会参加の促進</li><li>・職業的自立の促進</li><li>・特別支援教育の充実</li><li>・地域生活支援体制等の整備</li></ul>
策	外国人	・国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進 ・住みやすい環境づくり ・国際理解教育の推進
0	H I V感染者・ ハンセン病患者等	・教育・啓発活動の推進・患者等の人権に配慮した相談・支援
推	2 犯罪被害者等	<ul><li>・啓発活動の推進</li><li>・関係機関との連携</li></ul>
	インターネットに よる人権侵害	<ul><li>・啓発活動の推進</li><li>・教育活動の推進</li><li>・関係機関との連携</li></ul>
	性的少数者	<ul><li>・啓発活動の推進</li><li>・教育活動の推進</li></ul>
	さまざまな人権課題	<ul><li>・生活困窮者等</li><li>・北朝鮮当局による拉致被害者等</li><li>・その他</li></ul>